

(2) 連結実質赤字比率

－(赤字なし)

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字(資金不足額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位:億円)

区 分		収支
①一般会計等		28
②公営企業会計	電気事業	245
	工業用水道事業	12
	水道事業	86
	団地造成事業	156
	駐車場事業	0
	病院事業(病院局)	76
	流域下水道事業費(県土整備部)	1
計		577
合計(①+②)		605億円

資金剰余(不足)額 = 流動資産 - 流動負債

資金剰余(不足)額 = 実質収支額

【参考値】

早期健全化基準

黒字

赤字

(14.39%)

8.75%

標準財政規模 4,202億円

=

>